

(第6号)

2014年9月15日

# 民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06) 6568-2047

9月12日、松井一郎大阪府知事に2014年度対府要求書を提出しました。今年  
の要求書は部落問題の解決に関わる基本的な内容に絞ってまとめられています。

2014年9月12日

大阪府知事 松井一郎様

民主主義と人権を守る府民連合  
委員長 谷口 正暁

## 同和行政の完全終結と府民施策の充実を求める要求書

- 1、憲法を守り府民の人権を尊重する府政の推進にあたられること。
- 2、「同和行政」の終結宣言をおこなうこと。
- 3、「同和地区」「同和地区住民」は存在しないことを明言すること。
- 4、「同和地区」が厳然と存在するかのように規定する「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」を廃止すること。
- 5、「人権問題に関する府民意識調査」をやめること。
- 6、部落問題に関わる「教育・啓発」をやめ、府民の自発的な学習（活動）に委ねること。
- 7、大阪府人権協会、各市町村人権協会を廃止すること。人権協会への事業委託、補助金を廃止すること。
- 8、大阪府同和问题解決推進審議会を廃止すること。
- 9、隣保館内の解同事務所をすべて退去させること。
- 10、公営住宅の入居者募集は公募を徹底すること。
- 11、不正入居の実態を調査し、その根絶をはかること。
- 12、公営住宅の建設を増やし、暮らしが成り立つ安い家賃にすること。
- 13、若い世代も入居できるよう、入居収入基準を緩和すること。
- 14、人間の居住にふさわしい広さ、設備の住宅にすること。
- 15、「入居継承の厳格化」「入居条件への資産調査」「居住ミスマッチ解消」による追い出しをしないこと。

## 南大阪食肉市場に25億円の返還命令（府貸付金・地裁）

第三セクターを清算して発足した「南大阪食肉市場」（松原市）に対して府が貸付金の返還を求めた訴訟で、大阪地裁（井上博喜裁判官）は4日、府の請求通り25億3900万円の返還を命じた。

判決によると、南大阪食肉市場は2002年、経営難に陥った府の第三セクターを民間会社などと統合して設立。府は02～04年、運転資金として同社に25億3900万円を無利子で貸し付けた。昨年3月から10年かけて完済される計画だったが、同社は経営が厳しいことを理由に全く返済していない。松井一郎知事は「直ちに全額返済をもとめる」、同社は「答えられる者がいない」とコメントした。（9月5日 毎日新聞）

## 1世帯30万円・・・同和対策貸付2.9億円、大阪府が債権放棄へ

同和地区の世帯を対象とした大阪府の同和更正資金貸付金事業をめぐる、府が回収の見込みがなくなったとして、未回収の貸付金約2億8800万円を債権放棄する方針を固めたことが11日、分かった。今月開会する9月定例府議会に関連議案を提出する。

府は昭和39（1964）～平成5（1993）年度、就職支援などの資金として、大阪市を含む20市町を通じ、1世帯当たり30万円を上限に貸し付ける事業を実施。6年以内の返済が条件だったが、多くの債務者と連絡が取れなくなり、25年度時点で約3億円が未回収となっていた。

債権放棄を進めていた府は昨年度、20市町のうち堺市など5市町と先行して調整が完了したとして、債権放棄を決定。今年度は東大阪市や富田林市など残りの15市町についても債権整理した。このうち、大阪市や豊中市など10市町で回収が見込める約1200万円については引き続き回収する。

府の担当者は「回収の努力は尽くしてきたが、回収見込みのない債権をそのまま管理し続けるにも人件費などの費用がかかる。どこかで区切りをつけなければならなかった」としている。（9月11日 産経新聞）

## 「平成26年度 人権に関する市民意識調査」（八尾市）をめぐる動向

9月2日（火）行われた八尾市議会9月定例会・本会議において日本共産党谷沢千賀子議員は八尾市の「人権」・同和行政について質問。（1）桂・高美の両中学校住民を対象とした意識調査を行う理由と目的、調査項目について、（2）前回の調査から対象を変更した理由について、（3）調査の実施主体を人権コミュニティセンターにした理由についての3点にわたって当局の見解を質しました。9月5日（金）には、八尾市同和終結市民会議と民権連の代表が安中人権コミュニティセンターで安中・桂両センターの館長と「意識調査」問題で懇談しました。このあと人権政策課との話し合いが予定されています。

市民の中に新たな差別を作り出す「調査」の問題点をあぶり出し、中止を求めていきます。

